

「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

～利水等対策案の提示、意見聴取について～

平成23年10月20日

国土交通省 東北地方整備局

利水対策案の提示、意見聴取について

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 参考資料4 別紙6に一部加筆

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討

利水参画者に対し、

ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m³/sが必要か確認 ※1

検討主体において、その算出が妥当に行われているか確認

代替案が考えられないか検討するよう要請

※1 利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請。

今回の説明内容

検討されない場合

検討された場合

検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認
(例)代替案が地下水利用の場合、地盤沈下や水質の面で問題がないなどを確認(必要に応じ、関係機関の見解を求める)

検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討

検討主体
直轄ダム → 地方整備局等
水機構ダム → 水資源機構及び地方整備局
補助ダム → 都道府県(地方整備局が協力)

概略検討により、利水対策案を抽出 ※2

※2 利水対策案は代替案又は代替案の組合せにより立案する。

利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取 ※3

※3 意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。

利水対策案を評価軸ごとに検討

2~5案程度に絞り込んだ対策案に対し、上記※3のとおり関係河川使用者(利水者)や関係自治体から意見をいただく

利水対策案について総合的に検討

- 利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案する。

利水対策案(新規利水及び流水の正常な機能の維持)の提示、意見聴取(案)

(案)

国東整河計第●●号
平成23年10月●●日

関係者あて

国土交通省
東北地方整備局長

成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることができ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年●●月●●日（●）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

(問い合わせ先)
東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171 (内線3521)

※意見聴取の期間は、概ね1ヶ月程度を予定している。

利水対策案(新規利水及び流水の正常な機能の維持)の提示、意見聴取先

再評価実施要領細目 第4 再評価の視点 1(2)④ i)より

(前略)…その後、概略検討により、利水対策案(代替案又は代替案の組合せにより立案する。)を抽出し、利水対策案を利水参画者等に提示し、意見聴取を行う。意見聴取先は利水参画者以外に、関係河川使用者や関係自治体が考えられる。…(後略)

・再評価実施要領細目 第4再評価の視点 1(2)④ i)より、以下の利水参画予定者、関係河川使用者(利水に関して河川に権利を有する者又は許可を受けた者)や関係自治体として、以下の機関を抽出。

【1. 利水参画予定者】

・農林水産省東北農政局、秋田県、横手市、湯沢市、大仙市

【2. 対策案に関する主な河川使用者】

・秋田県、秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、東北電力株式会社

【3. 構成員及び対策案に関する自治体】

・秋田県、秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村